

静岡県告示第501号の5

指定都市内における県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年静岡県告示第929号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

静岡県知事 鈴木康友

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、企業等の重要業務を行う施設（指定都市の長が特に立地を推進するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>産業分類の小分類に掲げる分類番号391のソフトウェア業の用に供する施設若しくは分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設（以下これらを「研究所」という。）</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年12月20日付け商企第174号経済産業部長通知）に基づき補助金（事業継続計画のない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等が有するものに限る。）又は県内立地工場等</p> | <p>第2 定義</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) この要綱において「工場等」とは、企業等の重要業務を行う施設（指定都市の長が特に立地を推進するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 産業分類の小分類に掲げる分類番号711の自然科学研究所又はアに規定する製造業の分野に係る研究若しくは開発を行う施設（以下これらを「研究所」という。）</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の移転又は分散をいう。ただし、この要綱に基づく補助金（事業継続計画がない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）又は県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱（平成25年12月20日付け商企第174号経済産業部長通知）に基づき補助金（事業継続計画のない企業等が行った工場等の移転に係るものに限る。）の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等が行う工場等の移転又は分散及びこの要綱に基づく補助金の交付を受けた工場等（この要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等が有するものに限る。）又は県内立地工場等</p> |

事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた工場等（県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) (略)

(i) 企業等が、その子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して、事業継続計画等で重要業務と位置付けた業務を行うための工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ・ウ (略)

エ 業務の開始に伴い、特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の県内における従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が減少しないこと。

オ～ケ (略)

(7) この要綱において「研究員」とは、当該

事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた工場等（県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けた市町が交付した補助金の交付を受けた企業等有するものに限る。）の移転又は分散を除く。

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) (略)

(i) 企業等が、その親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）、その子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して、事業継続計画等で重要業務と位置付けた業務を行うための工場等の建物の新築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。

イ・ウ (略)

エ 業務の開始に伴い、特定企業等（当該企業等並びにその親会社、その子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の県内における従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率により換算した数とする。以下同じ。）が減少しないこと。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。

オ～ケ (略)

(7) この要綱において「研究員」とは、当該

研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア～オ (略)

研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア～オ (略)

カ アからオまでに掲げる者に相当するものとして知事が特に認めるもの

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の指定都市内における県内立地工場等事業継続強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得（賃貸借等を含む。以下同じ。）し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の移転及び分散については、なお従前の例による。